

## 藩士履歴からみる作事と中判役家

国 京 克 巳

はじめに

藩士履歴は、福井藩における藩士個人の経歴を集めたものである。そのため、藩士個人がいつ生まれ、いつ死んだかがわかるかといえ、ほとんどわからない。藩にいつどれくらいの俸禄で仕え、いつどのような役職となり、いつ褒賞あるいは刑罰を受け、いつ隠居あるいは死亡して禄を受けなくなったかを記録するものであり、藩と関係のないことは記載されていない。当たり前のことであるが、それを知るには各家に伝わる由緒書や系譜などを探る必要がある。

それでは建築史にとって藩士履歴はどのような意味を持つのであろうか。建築史は建物とその歴史に関係する一切（文化史・美術史・技術史・社会史）を扱っているため、藩士履歴も貴重な資料となる。どのような観点から藩士履歴を用いたかその例を二、三紹介する。

かつて藩の御霊屋を調査していた時に、運正寺（福井市）に建てられていた御霊屋三棟が、戦後別の場所に移築されて観音堂として現存していることを知った<sup>(1)</sup>。調査の結果、このうちの二棟の造営に関わった藩役人や職人の名を記した棟札が残されていることが判明した。天保七年（一八三六）造営の天梁院（斉承）霊屋と同十年造営の諦観院（斉善）霊屋であり、いずれも同じ様式で建てられていた。そこで、ほぼ同時期の同規模建物がどのような藩組織で造営されたかを棟札から探ったのである<sup>(2)</sup>。

論考当時は松平文庫にある歴代の「給帳」や「剝札」「諸役年表」などしか資料の存在を知らなかった。上・中級藩士については、同時期の給帳である「松平斉承給帳」（『福井市史』資料編4）から知行高や扶持高を知ることができ、また「剝札」「諸役年表」からは当時の役職が棟札に記



写真2 天梁院御霊屋（現大安寺観音堂）

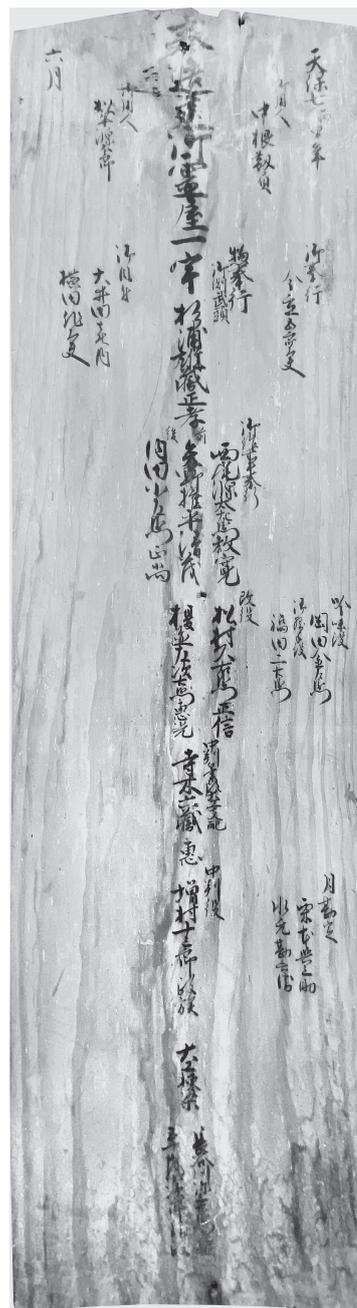


写真1 棟札（天梁院御霊屋、3枚のうち）  
福井県文書館蔵

載されている内容と一致することを確認できた。

一方、棟札からは建築工事に藩の作事方のみならず、礎石など基礎工事を担当する普請方、財政にかかわる奉行方、工事現場を監視する目付方などが参加していることが判明し、「給帳」ではこれら下級藩士の技術職についてはその名前を一部だけ確認することができた。しかし、下級藩士は名を代々世襲することが多く、また新たに出仕する時には俸禄が先代よりも少なくなるこゝとがあつたため、その同定には困難を伴つた。同じ苗字であれば、その親族や家系につながる者であると想像するに過ぎなかつたのである。このほか、古い時代から棟札に施主の後に名を載せている大工については何もわからなかつた。

#### 一、藩士履歴と江戸後期の作事組織

それが大きな転機を迎えたのは、藩士履歴に江戸後期から福井藩がなくなる明治初めまでの藩の普請記録が多数記録されていることを知ってからである。

藩の史書は『国事叢記』をはじめとして『片聾記』と『続片聾記』、『越藩史略』、『家譜』あるいは「越前世譜」が知られる。叙述対象とする期間は、『国事叢記』が明和七年（一七七〇）まで、『越藩史略』は宝暦十一年（一七六一）までである。また『片聾記』は初代秀康から九代藩

主宗昌まで、『続片聾記』はその後から十七代茂昭までの慶応二年（一八六六）までであるが、普請に関する記述は意外にも少ない。さらに「家譜」あるいは「越前世譜」は明治に入ってから編纂が続けられたが、幕末以降の記事は藩主の動向が主となり、普請に関するものはそれほど多くはない。

これに対し、藩士履歴にはその性質上、普請関係の役職の任命、新たな普請の担当者（御用掛）の任命、普請が完了した場合の褒賞などが記載される。特に一代限りで藩に雇われた（実質は世襲されていた）卒身分の下級藩士はそのことが重要であったとみえ、細かく記載されている。上・中級藩士の履歴には、役職の就任・退任や普請担当の任命が多数記載されるが、褒賞の記事があまり多くみられないことは対照的である。

普請工事は作事方のみでできるわけではなく、土木工事があれば普請方も参加し、さらに財政を扱う奉行方、検査や現場の警護をする目付方の役人も参加する。そのため、各役方の下級役人である下代などの履歴にも、普請に関わる任命や褒賞の記録が多数みられるが、建築工事は技術職が必ず関係したため、作事方役人の技術職をみればよいことになる。

江戸時代の作事方組織は前期・中期・後期では多少異なっていた。作事方は時代の経過と共に変化し、それ以前にあった役職が改変あるいは廃止または新たに創設され、その職務内容も変更がみられた。

例えば、一般によく知られている大工頭は文化頃までその存在が確認されるが、新たな役職の作事方改役・中判役筆頭大工支配の成立によってその姿を消している。藩士履歴に記載される内容は主に江戸時代後期以降を扱っており、作事方組織が作事奉行・作事方改役・中判役筆頭大工支配・中判役・下代・組之者などの役職で確定していた時期にあたる<sup>(3)</sup>。作事奉行・作事方改役は中級藩士の事務職、下代は下級藩士である新番格以下の事務職であり、共に他の役方に転身する例が多かった。

一方の技術職は、中判役筆頭大工支配を含む中判役で、これも新番格以下であった。新番格以下は家督相続が認められておらず、一代限りでの「立替」であったが、後継者はその都度召し抱えられていた。したがって、技術職の中判役は実質的には世襲されることがほとんどで、その家系をたどることで建築工事の数や中判役の変化をみることができる。また技術職の大工頭の家系を探ることも、建築工事の数や役職の推移を探る手がかりとなり、今回はその内容には触れないが、作事方組織の変化をおおよそ探ることができる。中判役の家系は、棟札、歴代の「給帳」、『国事叢記』、『片聾記』『続片聾記』、『越藩史略』などの史書に散見する普請記事からその名を知ることができる。しかし、史書からは大きな普請工事しかたどれず、棟札が残る例はさらに稀である。

これに対し、時系列を伴った体系的な藩全体の資料である藩士履歴は、その概容を明らかにする有効な手段である。この技術職の中判役家系の藩士履歴を元に、文化二年（一八〇五）から明治二年（一八六九）まで作事関係の記事をまとめたものが、拙稿「福井藩士の履歴にみる江戸時代後期～末期の作事」である<sup>(4)</sup>。

## 二、江戸藩邸の作事と幕府との関係

藩士履歴からは江戸時代後期の江戸藩邸の建物再建だけではなく、江戸藩邸の屋敷替え、新たな屋敷地拝領そして返納、さらに屋敷地の増減、将軍家の御殿拝領などの記録が多数みえ、建築工事が頻繁におこなわれた様子がみてとれる。これは藩主を御三卿からたびたび迎えたこと、将軍の娘を藩主室に、さらには将軍の息子を藩主として迎えたことによるものである。「家譜」あるいは「越前世譜」を併せて用いることで、普請に至る経緯、拝領した御殿が誰の費用負担によったかなどが詳しくわかり、普請工事が時の権力者との関係に大きく左右されていたことがわかる。

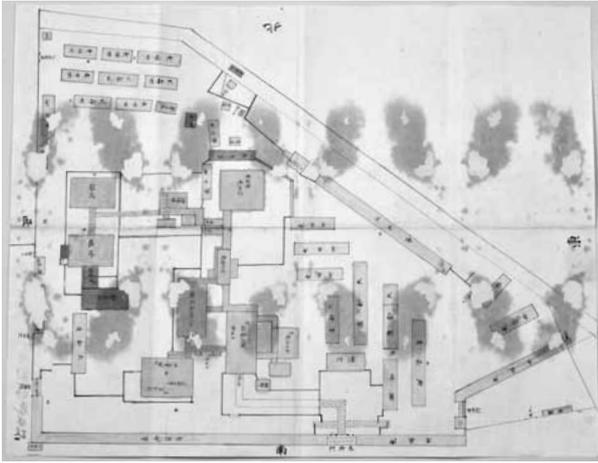


写真3 江戸常盤橋御屋敷之図

(「江戸常盤橋霊岸嶋御屋敷之図」のうち)  
松平文庫 福井県文書館保管

天保八年（一八三七）九月十六日、福井藩の常盤橋上屋敷の台所から出火し、長屋と土蔵を残して屋敷内住居が残らず焼失した。当時の藩主斉善は將軍家齊の二四男であったことから、以前住んでいた江戸城二ノ丸の屋形を十月に、膳所向（長局とも）を十一月に拝領することになった。上屋敷の再建工事は火災後に行われていたが、新たに移築担当として中判役が翌年一月に任命され、四月に完成している。「江戸常盤橋御屋敷之図」にはこの時移築された拝領御屋形と長局が描かれ、その表側には「仮」と書かれた住居群（台所・詰所向長炉之間・御客之間など）がみられる。また、將軍家齊の娘であった松栄院（浅姫）の住居も天保八年十二月に再建され、仮住居は幕府役人の見分を受けて上棟、本住居は翌年十二月に同様に見分を受けて移徙している。なお、この住居は屋根が銅板葺きで、銅板の発注状況を幕府勘定方に報告している様子もみられる。

また、工事量の増大は作事方の技術者不足を生じ、臨時の補助的下級役職が設けられていることが藩士履歴に多数みられる。中判役見習・中判役雇・中判役助雇の役職である。このようなことは今までの研究では全く明らかにされてこなかったことである。

### 三、技術職家の変化

藩士履歴の中判役家には、近藤・寺木・林・高垣・長谷川・栗本・増村（十三郎）・増村（藤助）・逸見（栗田）・森尾（高木）の一〇家があり、各家当主が普請御用掛に任命されて工事終了後に褒美を受けたこと、俸禄の増減、格や役職の昇進、隠居、死亡、賞罰などが年代順に記載される。この一〇家がどのように江戸後期から明治維新を迎えたかを探ってみよう。

藩時代もそれ以後も技術職として続いた家系に近藤家がある。近藤家は享保十八年（一七三三）に二石加増されて切米一〇石二人扶持で中判役となった儀助を履歴の初代とする。儀助は延享度日光修復に、延享四年（一七四七）の江戸拝領屋敷の請け取りに従事し、寛延年中の「松平宗矩給帳」（『福井市史』資料編4）にもその名がみえる。

二代の茂八郎（助左衛門）は明和五年（一七六八）その跡を同俸禄で中判役として継いでいる。履歴には作事記録はみえないが、天明九年（一七八九）の廻国巡見使本陣の二番宿であった今泉浦浜野三郎右衛門家の修理見積などにその名がみえる<sup>(5)</sup>。大工頭の藤間甚左衛門と共に現地を訪れ、玄関・座敷・湯殿など諸室の修理すべき畳・壁・天井・建具の数量やそれに要する材料を拾い出し、その見積金額を作成している。藩の建物だけでなく、藩の施設同様に用いられた民家の建築工事にも作事方が関わっている<sup>(6)</sup>。

三代栄三郎も同俸禄で中判役を継ぎ、天保五年に長く勤めたことにより一人扶持増加となり、天保五年頃の「松平斉承給帳」にその名がみえる。

四代碩次は八石二人扶持で仮中判役となつて栄三郎の後を継ぎ、天保八年一〇石二人扶持で中判役として江戸詰となった。これは前述の天保八年常盤橋上屋敷の火事後の復興に伴う技術職増員のための派遣であった。

弘化三年（一八四六）、碩次病気のため、養子の五代新平が八石二人扶持で仮中判役（履歴では中判と誤記）となり跡を継いだ。嘉永二年（一八四九）一〇石二人扶持で中判役となり、翌年江戸の住居普請で一〇石三人扶持に加増、福井に戻つて安政元年（一八五四）大橋（九十九橋）普請を担当する。また江戸詰となり同二年表備組警固兼、安政地震後の住居修繕、同四年松栄院死去に伴う霊屋普請に関わる。福井に戻り同六年預所の普請、これは福井藩が幕府に代わつて治めた預地に関する建物とみられる。文久元年（一八六一）大橋御門（照手御門）普請、同三年三ノ丸御座所普請と江戸と福井を忙しく飛び回る。三ノ丸御座所普請は参勤交代が三年に一回に緩められ、江戸の妻子の帰国が認められたため本丸東の三ノ丸に新たに前藩主春嶽と妻子の御座所を建設した工事である。

元治元年（一八六四）不届きにより小算格を取り揚げられ押込となる。慶応元年江戸詰となり、三ノ丸御座所普請の功により小算格に復帰、同三年御座所建て継ぎを担当する。この御座所建て

継ぎは藩主茂昭夫妻が住んでいた西三ノ丸御座所と考えられ、男子が誕生したためとみられる。幕末の王政復古から明治初期の版籍奉還・廃藩置県までの改革が中判役新平にどのように影響したかをみると、慶応四年の会津出兵、明治二年の一統格へ昇進、そして作事方免職から造営方見廻役へ、充行米二九俵五升六合への変化となってあらわれた。さらに翌三年上級職となり会津出張後免職となり、瓦門番、明里御蔵所番、四年諸願取次取扱と建築関係から離れ、六月に免職となつて藩から離れる。しかし、明治五年には「私服着用七尾県へ早々可致出頭事」とあり、七尾県の技術職として出仕した事が想像される。慶永の「給帳」(『福井県史』資料編3)にみえる近藤新平が彼である。

新平の養子となつた六代栄三郎は安政四年中判役見習、万延元年(一八六〇)本役同様とし、大工もできることから大工としても働くことになつた。文久三年中判役雇となり、江戸詰中判役の寺木甚右衛門と交替し、三人扶持が支給された。翌々年帰郷。慶応元年の中判雇中には二人扶持で天徳寺御霊屋普請、明治元年会津へ出張、同二年改革により免職、その後造営方見廻雇、同三年給禄米八俵となり、四月給禄中止、そして五月免職となる。同四年九月家督を相続し、翌五年米二九俵五升六合で工部省に十三等で出仕している。

近藤家は幕末期に養子を二代続け、技術職の家系存続を計っている様子が窺える。明治初期の混乱期には一時技術職中判役は造営方見廻になつたが、その後直に門番や蔵番の警護職、さらに事務職となり、廃藩置県後は免職となつている。栄三郎のように若い技術職には、その技術を生かして国の機関に再就職した者もみられた。このような家系に林家、寺木家、増村(十三郎)家があつたが、廃藩置県後をどのように歩んだかはわからない。寺木家の六蔵は文政から嘉永にかけて、技術職の長である中判役筆頭大工支配となつており、技術的に優れた者であつたことが窺える。この寺木家も、一時当主の不屈きな行為により苗字を寺本と変え、隠居した六蔵が坊主雇として召し抱えられる。しかし、技術的に優れた家系であるとして中判役助で技術職に召し抱え

られ、中判役見習・中判役となって復帰している。

一方、技術職の家系が途中から事務職などの別職に変わった家系がある。高垣家、増村（藤助で始まる）家、逸見家、長谷川家、森尾家、栗本家である。

森尾家は近藤家と同じく享保からその名がみえ、延享度日光修復に従事し、延享四年の拝領屋敷の請け取りにも参加した家系である。しかし、寛政五年（一七九三）中判役であった庄左衛門に替わり召し抱えられた子の林雪は小坊主であり、それ以後技術職に戻ることはなかった。俸禄が一〇石三人扶持から八石二人扶持となったが、中判役家の跡継が仮中判役あるいは中判役見習から同じ俸禄で仕えており、大きな不祥事があったとは考えられない。

栗本家は町大工与三七が寛政十年に大工で召し抱えられ、享和三年中判役、文化十二年（一八一五）に子の与三助が中判役で親に替わり召し抱えられ、文政八年（一八二五）一統格へ昇進と同時に勘定所勤めとなった。それ以後作事方の中判役に戻ることはなく、江戸屋敷の天保期の一連普請、国元の御霊屋普請に関わる（前掲棟札の月勘定参照）が、勘定方絡みのことで、弘化四年には川除奉行、その後雑用役となる。子の与次郎は徒入し、父同様に技術職には全く関係がなく、廃藩置県を迎えている。

同じく逸見家も享保十六年に江戸の大工から召し抱えられ、二年後に中判役となる。以後代々中判役（短命で中判役見習もみられる）となるが、慶応元年に事務職の下代となる。これは仁五右衛門が処罰を受け、その後病気で養子辰次郎と替わったことに関係すると考えられる。

増村（藤助で始まる）家も享保四年頃から棟札に大工としてみえる家系で<sup>7)</sup>、その後代々中判役を勤めたと考えられ、文化〳慶応にかけて長次郎と平助の親子が中判役筆頭大工支配と技術職の長になって多くの藩建物に携わり、小役人格となる。しかし、慶応二年に子捨三郎は中判役見習として跡を継ぐが、翌三年小筒組後拒役になり、陣中での不始末から長押込となる。翌年弟忠次郎が跡を継ぎ、下代となる。捨三郎は技術的には優れておらず、弟忠次郎も同様であったとみ

られ、以後作事方とは関係がなくなり、建築工事から離れる。忠次郎は明治元年材木方炭薪方下代、御蔵所下代、会計寮明里蔵方、藩庁付属明里蔵方、廢藩置県後の五年に足羽県等外四等出仕蔵方、明里蔵米方と事務職で終わる。

高垣家は、宝永元年（一七〇四）の江戸城門の御手伝普請にみえる御大工高垣弥次兵衛を初出とし<sup>(8)</sup>、以後代々中判役となる。嘉永四年に親惣八の養子となり、同六年から翌年まで中判役を勤めた東四郎を最後とする。安政元年、東四郎は御趣意により下代となり、以後時計役、その子や養子も表坊主等を勤めた。

長谷川家は甚三郎が天明二年に切米七石二人扶持で仮中判役として召し出され、寛政四年十月中判本役、七年二月切米一石加増、同年四月精勤により一〇石二人扶持となった。享和三年正月老齡から子鉄蔵と入れ替わった。長谷川家に関する作事記録は未だ見い出せていないが、寺木家のように町大工から切米八石二人扶持で棟梁大工に召し出され、その後中判役、林家の喜太夫が大工の内から切米八石二人扶持で棟梁大工に、そして中判役となっていること、逸見家のように切米八石二人扶持で棟梁大工に召し出され、仮中判役、中判役となっていることから考えると、甚三郎も大工から登用されたことが十分考えられる。

甚三郎の子鉄蔵は切米八石二人扶持で仮中判役として召し出された。この後に「但御用多之節者鉄蔵壱人二而ハ御間ニ合兼候儀も可有之、鉄蔵本中判被仰付候迄ハ、甚三郎江金壱両式歩年々被下置候間、御間を合候様可致旨被仰付」とあることから、江戸には藩作事方中判役は一名であったこと、仮中判役から中判役へと段階を経て昇進することが推測される。鉄蔵は文化二年二月切米二石加増され、中判役になる。同三年七月御住居御普請御用掛、翌四年七月に上屋敷御普請精勤により銀一五匁を下されている。文化三年七月の住居普請は江戸上屋敷の常盤橋住居の普請で、その年の正月八日の火事で屋敷が類焼したための普請であった。文化十年十二月小算格、同十四年十一月切米一〇石三人扶持となって浅姫君様御引移御普請御用掛、文政二年十二月普請の褒美

さらには一統格となる。同三年八月將軍の浅姫靈岸島御住居への御通抜御用掛、十月に褒美として金百疋、十一月には浅姫君様からも褒美をもらった。同四年七月浅姫君様の常盤橋御屋敷への訪問御用掛、同九月にその褒美、同九年四月御誕生御用掛、五月將軍の浅姫靈岸島御住居への御通抜御用掛、同八月その褒美、同十二月小役人格となり、御作事方吟味役兼帯となった。御作事方吟味役については現在のところよくわからないが、勘定方に正徳く宝暦にかけて普請作事吟味役あるいは見積吟味役が存在し、作事方には文化頃から作事方改役として普請工事積算の吟味役があることから、江戸における工事の積算吟味役と考えられる。

文政十二年五月御着帯御誕生御用掛となり、同八月若殿様誕生の褒美、翌十三年四月向屋敷御普請御用掛、天保二年三月御厳法御儉約御取調懸、翌三年十二月御住居御普請宜出来褒美、同月浅姫君様御附御広式添役、御普請の褒美として切米一二石三人扶持となる。天保九年八月御住居御普請御用掛、同十年四月御普請出来褒美、同十三年御住居御広式添役で同勘定役書役兼帯、同十四年八月死亡した。鉄蔵は当初作事方技術職の中判役として江戸屋敷の普請に従事していたが、將軍娘浅姫の住居普請に関わってから昇進し、技術系の仕事を離れ奥向きの勘定役に関わるようになった。

鉄蔵の子の保蔵は同年親と立替となり、嘉永二年の江戸上屋敷普請御用掛をはじめとして作事方改役下役現物掛り兼畳方上水掛り、御本殿広式書役勘定役兼、慎姫様御縁組御用掛、勘定所月勘定方頭取など普請関係などにも従事したが、技術職としてではなく事務職であった。それを物語るのが明治三、四年の勤め先が民政寮金館方や総会所出納方出仕であったことである。

以上みてきたように、従来、江戸時代の技術職である中判役の家系は代々受け継がれることが普通であると考えられていたが、家存続のため養子を迎えたことを契機として、あるいは当主の不始末から技術職を離れて事務職（下代や坊主など）に転任することが意外に多かったことがわかる。また、江戸詰の中判役は奥向き特に藩主室との接点が多く、そこから技術職を離れて奥向

勘定方に転身していった例もみられた。

江戸時代末期の慶応になると、今まで技術職として作事方を支えた家系でも、近年に代替わりしたものは、「御趣意」と称して事務職の下代や小筒組への編入があったことから、作事量の減少にともなう時代の変化がみてとれる。技術職として明治初めまで勤めた者は、改革により造営方勤めとなったが、その後門番や蔵番となりその生涯を終えている。もつとも一部の有能な技術職の者は国や県の機関に任用された。

註

- (1) 拙稿「福井藩主松平家の靈廟建築」(3) 西藤島観音堂」(『日本建築学会北陸支部研究報告集』三九号、一九九六年)、「同」(5) 大安寺観音堂」(同(6) 称名寺観音堂」(『同』四〇号、一九九七年)。
- (2) 拙稿「棟札にみる天保期の造営組織 福井藩の造営組織の研究(1)」(『福井工業大学研究紀要』三〇号、二〇〇〇年)。なお、同稿で天保七年棟札について「月勘定 栗本豊之助」とよんだが、「月勘定 栗本與三助」の誤りである。
- (3) 吉岡泰英「福井藩大工の研究―御大工頭を中心として」(『日本建築学会計画系論文報告集』第四〇六号、一九八九年)。
- (4) 拙稿「福井藩士の履歴にみる江戸時代後期～末期の作事」(『FUT 福井城郭研究所年報・研究紀要』No.8 (2020)、二〇二一年)。
- (5) 浜野源三郎家文書「(天明八年十一月) 御廻国御泊今泉浦河野浦御宿拵見積帳」(H0026-00129-003)、西野次郎兵衛家文書「(御廻国中今泉浦御泊り御普請中御見分追積り)」(H0055-00058-006)。
- (6) 拙稿「越前における巡見使の宿に関する研究(その1)」(『日本建築学会計画系論文集』第六九一号、二〇一三年)、「同(その2)」(『同』第六九五号、二〇一四年)。「同(その3)」(『同』第七一四号、二〇一五年)、「同(その4)」(『同』第七四〇号、二〇一七年)。
- (7) 「南山村観音堂棟札」(『福井市史』資料編9、一九九四年、三三六頁)。
- (8) 松平文庫「国事叢記 四(貞享4～宝永7)」(A014301187)。



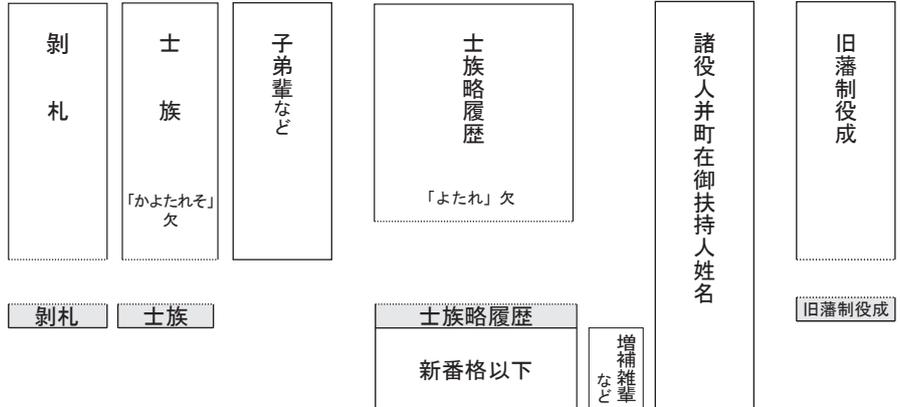
参考資料

各資料と家格などとの関係

福井藩家臣団の家格別人数

(嘉永5年)	
家格	人数
本多家	1
高知席	16
高家	2
寄合席	38
定座番外席	14
番士(役番外)	106
大番など	495
新番・新番格	81
医師・絵師など	49
士分合計	802
与力	39
小役人	84
一統目見席	87
小算・坊主・下代	347
諸組(足軽)	1,341
卒合計	1,898
家臣団総計	2,700

- ・荒子・中間等の小者973名を除く。
- ・舟澤茂樹氏「福井藩家臣団と藩士の昇進」『福井県地域史研究』創刊号 1970年による。



\* 嘉永5年の表にある与力39名は、慶応2年10月22日までに全員が士分として召し出されたため、「剥札」「士族」「士族略履歴」に記載されている。

\* なお、嘉永5年の表に載っていないが、元武生家来(府中本多家家臣。ただし物頭以上)の29名も明治2年11月25日の改革で士分とされたため「剥札」「士族」に記載されている。

「新番格以下」及び「新番格以下増補雑輩」「雑輩之類剥札」に掲載されている家数・人数

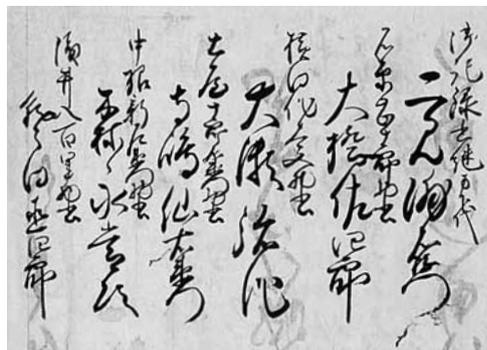
	新番格以下		増補雑輩 人数	剥札 人数
	家数	人数		
イ	27	115	30	1
ハ	30	117	12	
ニ	6	31	4	
ホ	7	36	2	
ト	12	56	2	
チ	1	1	2	
リ	1	1		
ヲ	35	135	10	
ワ	13	66	3	
カ	19	80	13	1
ヨ	28	104	12	
タ	44	183	13	2
ツ	10	41	7	
ネ	1	3		
ナ	18	78	5	1
ム	8	39	3	
ウ	10	45	8	
ノ	17	67		
ク	10	41		1
ヤ	25	103		2
マ	25	104	14	
ケ			1	
フ	16	64	10	1
コ	11	43	4	2
エ	8	27		
テ	2	8		
ア	16	69	7	
サ	25	109	9	1
キ	8	36	2	
ミ	8	43		1
シ	16	75	6	2
ヒ	6	22	4	
モ	7	28	2	
セ	2	7		
ス	4	17	2	1
合計	475	1993	187	16

- ・点線は原本の区切り。
- ・家数・人数のイ～マは確定値。フ以下及び新番格以下増補雑輩・雑輩之類剥札は筆耕原稿などによる概数。
- ・新番格以下増補雑輩・雑輩之類剥札は家として管理されていないので人数のみ。

「書役」について

「新番格以下」1～7、および「雑輩之類剥札」の巻末にはそれぞれ以下の「書役」が記載されている。「新番格以下増補雑輩」には記されていない。

「書役」について詳しくは吉田健「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」『福井藩士履歴 1 あ～え』解説を参照。



書役名	「新番格以下」にみえる記事
御記録書継方下代 二見浦右衛門	(弘化四年九月) 同月十八日御目付御記録書継方下代被仰付候
石原甚十郎物書 大橋佐四郎	—
横田作太夫物書 大瀬弥作	(元治元) 同年六月廿四日昨秋詰中御目付御記録書継被仰付、格別出精相働候二付小寄合格ニ被成下、金五百疋被下置候
土屋十郎右衛門物書 寺嶋仙右衛門	天保六未年御目付大関新五左衛門組江被召抱 同十四卯年物書役被仰付
中根新左衛門物書 森永常次	御目付物書 森永儀兵衛(真柄)と同一人物か?
浅井八百里物書 鷺田直四郎	弘化四未年物書役被仰付 弘化四未年十月十九日江戸詰之処御呼返し、浅井八百里物書役被仰付